

懸賞金付定期預金「桜しぶさわくん1号」

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・懸賞金付定期預金「桜しぶさわくん1号」 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期[単利型]）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人（当庫にて公的年金を受給されている方） ※公的年金は国民年金、厚生年金、共済年金となります。 ・城北アプリ加入者（当該定期預金と同時受付可）
3. お取り扱い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月14日（金）～令和7年3月31日（月）まで 販売総額に達した時点で取扱い中でも販売を終了する場合があります。
4. お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式1年（元金継続のみ）
5. 販売総額	1,000億円（100ユニット）
6. 預入 (1) 預入金額 (2) 預入単位 (3) 受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期 …10万円以上1,000万円以下 ・1円単位 ・窓口、営業担当者での受付
7. 抽せん権	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円に1本の抽せん権を付与。 ・抽せん権は10,000番から19,999番までの1万本を1ユニットとします。 ・下記抽せん日までに当該定期預金を解約した場合、抽せん権は無効となります。
8. 抽せん番号付与方法	<ul style="list-style-type: none"> ・抽せん番号は自動採番とし、証書に印字します。
9. 抽せん方法	<ul style="list-style-type: none"> ・桜しぶさわくん賞は組番号および抽せん番号5桁から選ぶ方法とし、1等、2等は各組共通、抽せん番号5桁から選び、3等は各組共通、下3桁を選ぶ方法とします。 ・抽せん番号1本について賞が重複した場合、当せん合計額の上限は10万円とします（桜しぶさわくん賞および1等賞と他賞が重複した場合は、桜しぶさわくん賞および1等賞のみのお支払いとさせていただきます）。
10. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 受取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利、預入時のスーパー定期預金1年の店頭表示の利率 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・満期日に普通預金口座（年金受給口座）へ入金します。
11. 懸賞金及び当せん本数	<ul style="list-style-type: none"> ・桜しぶさわくん賞…最高100万円×10本 ・1等賞…10万円×100本 ・2等賞…1万円×500本 ・3等賞…1千円×5,000本 ※桜しぶさわくん賞は、抽せんが決まった一つの当せん番号から昇順に10本連続した番号が全て賞金10万円の当せんとなるものです。10本連続で当せんされた場合、1本10万円×10本で最高100万円が当たります。 ※販売総額1,000億円に達しない場合は当せん本数を変更いたします。 ・当せん金は抽せん後、普通預金口座（年金受給口座）へ入金いたします。 ・万が一、普通預金口座（年金受給口座）を当せん金支払い前に解約された場合、当せん金は無効となります。
12. 抽せん日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年5月23日（金） ・当せん番号は抽せん日の翌営業日以降に城北アプリ・当金庫HP・店頭に掲示します。
13. 当せん金の支払日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月13日（金）
14. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約利息は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算します。

15. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金
16. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、満期日に期間1年の懸賞金付定期預金に自動的に継続します。 ・ 満期日に当金庫で該当の年金を受給していない場合は、自動継続の取扱いをいたしません。 ・ 満期日に城北アプリと普通預金口座（年金受給口座）が口座連携されていない場合は、自動継続の取扱いをいたしません。 ・ 継続後の新抽せん番号は別途郵送でご案内いたします。 ・ 但し、当該預金口座に対する差押・当該預金口座名義人に対する相続の発生、その他の事由により自動継続が停止した場合、自動継続停止以降の新たな抽せん権は付与されません。 ・ マル優での取扱い可（ただし当せん金はマル優の対象外です）。 ・ 利息、当せん金ともに源泉分離課税20.315%対象です。 ・ 総合口座および通帳式でのお取扱いは不可。 ・ 担保（総合口座含む）への差入は不可。 ・ 既存定期預金からの書替不可。 ・ 預金保険制度の付保対象商品です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息（懸賞金を除く）が保護されます）。 ・ この商品の取扱方法は、金融環境等の変化により変更させていただくことがあります。 ・ この商品は、金融環境等の変化により募集を中止させていただくことがあります。
17. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>